

## 別紙

## 宅地建物取引業者に対する行政処分について

令和4年6月8日

東京都住宅政策本部民間住宅部不動産課

被 処 分 者	商号	GM住販株式会社
	代表者	金山 延弘 (かなやま のぶひろ)
	主たる事務所	東京都目黒区目黒一丁目4番16号 目黒Gビル8階
	免許年月日	令和3年5月20日 (当初免許年月日 平成23年5月20日)
	免許証番号	東京都知事(3)第93012号
聴聞年月日	令和4年4月26日	
処分内容	宅地建物取引業務の全部停止10日間	
業務停止期間	令和4年6月22日から同年7月1日まで	
適用法条項	宅地建物取引業法第34条の2第1項第8号及び宅地建物取引業法施行規則第15条の9第4号(媒介契約の書面の記載事項) 同法第65条第2項第2号(業務の停止)	
事 実 関 係	<p>GM住販株式会社(以下「被処分者」という。)は、令和2年10月に、売主Aと買主Bとの間で成立した、東京都青梅市外所在の売買契約において、媒介業務を行った。</p> <p>この業務において、被処分者には、下記のとおり宅地建物取引業法(以下「法」という。)違反があった。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>法第34条の2に定める書面(媒介契約書)に「国土交通省が定めた標準媒介契約約款に基づく契約です。」と記載しながら、最新(平成30年4月1日以降適用)の国土交通省が定める標準媒介契約約款に基づく契約書面を使用していない。</p> <p>このことは法第34条の2第1項第8号及び宅地建物取引業法施行規則第15条の9第4号に違反し、法第65条第2項第2号に該当する。</p>	